

2023 TK

## 入学手続書（契約書）

学年コード	生徒番号	システムZ			
1					

ご記入の際は契約内容を確認し、裏面の契約約款をよくお読みください。

契約日：西暦 20 年 月 日

クーリングオフの起算日

フリガナ		ローマ字 (生徒氏名)		性別														
生徒氏名 (役務対象者)				男・女														
フリガナ		生徒 生年月日	西暦	年	月 日													
ご自宅住所	〒 -	都・道	区・市	府・県	町・村													
		自宅Tel	( )	-														
在学名	在学学年	生徒の学年に○→ (2023年4月2日現在で)	年	年	年	小	小	小	小	小	中	中	中	高	高	高	その他	
	年生	学年コード	T	S	R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	
フリガナ		続柄	保護者携帯	( )	-													
保護者氏名 契約者(甲)			生徒証入退室 確認Eメール															
			請求書添付用 Eメール															
保護者 勤務先		保護者 勤務先 住所	〒 -	都・道	区・市	府・県	町・村	勤務先Tel	( )	-								
該当する場合はご記入下さい																		
以前enaに通ったことがある ( )年頃 ( )校在籍									役務対象者の父母兄弟姉妹が通塾している(いた) ( )年頃 ( )校在籍									

学究社帰国教育の契約内容(裏面含む)に同意します。 西暦 年 月 日 保護者氏名 (契約者名) 印

〔校舎記入欄〕

役務の 提供場所	指導校舎	<b>ena 国際部東京校</b>	学習指導の形態 (役務提供形態・方法)	学習指導開始日(有料授業開始日) トライアル履修期間含む
	校舎住所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-11-2 KYOE PLAZA KAYABACYO 6階	( )集団指導	西暦20 年 月 日( )
	電話番号	03-6264-9550	( )個別授業	トライアル履修期間の月額授業料・月額諸費は、 入学の場合は有料、入学しない場合は無料とします。

※年度更新の際は、次年度学年の要項(時間割、料金表)をお渡します。年度途中で校舎責任者にご相談いただき「変更届」を提出いただければ、契約解除可能です。

〔特約・条件等〕春・夏・冬等の季節講習会・公開講座(直前講習会など)は別契約。週授業時間、月額授業料については別紙、本科時間割授業料金表を参照のこと。

初回 校納金	入学金 ( )	¥25,000	模試費 ( )	月)
	兄弟割引・キャンペーン割引		教材費 ( )	
	授業料 (初回: )	月)	送料 ( )	
	授業料 ( )	月)	手数料 ( )	
	授業料 ( )	月)	その他 ( )	
	月額諸費 ( )	月)	消費税 10%	
納入方法	銀行振込にて	納入期限	契約書提出から14日以内	納入合計額

上記内容にて確かにお受けいたしました。

学習塾(法人)名 (乙)	株式会社 学究社帰国教育	代表者名(乙)	梅谷 泰弘
所在地	〒225-0011横浜市青葉区あざみ野1-5-2あざみ野リッセ2F	校舎責任者	印
電話	045-482-4261	契約担当者	印

## 約款

### (契約の成立)

第1条 学究社帰国教育と契約及び契約更新を希望する者、契約者(以下甲という)は本科登録書・入学手続書(契約書)の内容及び以下の条項を承諾の上、学究社帰国教育(以下乙という)に対して本日登録の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において契約が成立します。

### (役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した本科登録書・入学手続書(契約書)記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、乙に対し、所定の授業料、模試費、教材費を乙の定める方法により、納入期限までに支払うものとします。

### (学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態については以下のとおりとします。

- 1 集団指導とは、所定の校舎で所定の指導時間内に講師1人が複数の生徒に対して授業形式で指導を行うものとします。
- 2 個別指導とは、1人の講師が1人又は2人又は3人迄の生徒に対して所定の指導時間内に学習指導を行うものとします。

### (学習指導開始日)

第4条 本契約において学習指導開始日とは本科登録書・入学手続書(契約書)に記載した学習指導開始日とし、所定の校舎において学習指導がなされている限り、役務対象者が現実に受講したか否かは、問わないものとします。

### (学習指導の実施場所)

第5条 乙は本科登録書・入学手続書(契約書)記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

### (学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導期間は、本科登録書・入学手続書(契約書)に記載された学習指導開始日を起算日とします。契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で破棄されるものとします。

2 入学の場合、トライアル履修期間の月額授業料・諸費は、有料となるため学習指導期間、契約期間に含めるものとします。

### (本科登録書提出後のクーリング・オフ等)

第7条 甲は、本科登録書・入学手続書記載の契約日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。

- 2 前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- 3 特定継続的役務提供契約の解除に関する事項で、乙が不実の事を告げる行為をした事により誤認し契約の解除を行わなかった場合には、新たにクーリング・オフができる旨を記載した書面を交付した日から換算して8日を経過する迄、甲は書面により契約を解除できます。

### (解除後の前払い金の返還方法)

第8条 前条による契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材(関連商品)の引取の支払い義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合、速やかにその金額の返還を受けることができます。

### (中途解約)

第9条 乙は、第7条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解約の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める額を超えない範囲で損害の賠償を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

- 一 役務提供開始前の場合  
契約の締結及び履行のために通常要する事務手数料として、550円(消費税込)を申し受けます。
- 二 役務提供開始後の場合  
既に受けた授業の授業料相当額及び契約の締結・履行のための事務手数料として550円(消費税込)を申し受けます。
- 2 前項の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。
- 3 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解約することができます。
- 4 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は乙は甲に当該金額を返還するものとします。
- 5 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料を徴収しないものとします。
- 6 返還金のある場合は、支払方法と同様の方法で速やかに甲に返還するものとします。
- 7 トライアル履修期間の授業料は入学手続(契約)後に、有料となるため、第2項について算出する際、トライアル履修期間も含めて計算するものとします。

### (本科月額授業料-月謝制)

第10条 本科月額授業料は11ヶ月間定額とし毎月の授業回数に差がある場合も月額授業料の増額・減額調整は行いません。

### (本科月額諸費)

第11条 本科月額諸費は定額とし、月途中の入学・休学の場合も減額調整は行いません。

### (トライアル履修期間の校納金)

第12条 トライアル履修期間の月額授業料・月額諸費は、入学の場合は有料、入学しない場合は無料とします。

### (校納金の納入方法)

第13条 甲は乙に対して納入期限までに初回校納金(入学金・初めの2ヶ月分の本科月額授業料・模試費・月額諸費等)を乙の指定口座に振り込むものとします。

2 3ヶ月目以降の納入金は、役務提供月の5日(土日・祝日の場合は翌営業日)に甲が「預金口座振替依頼書」で指定した口座から乙が口座振替で申し受けます。

### (校納金の未納)

第14条 本科月額授業料・模試費・教材費・本科月額諸費、講習料を滞納の場合、役務対象者は出席停止とします。

2 前期授業及び後期授業終了時に未納授業料がある場合、次期の授業履修登録はご遠慮願うこととなります。

### (変更届)

第15条 当該年度の本科授業について履修変更、退学、復学、休学、住所変更、電話番号変更、EMAILアドレス変更、その他変更を行う際は「変更届」を乙に提出するものとします。

### (退学)

第16条 退学当月の末日までに退学について「変更届」を提出するものとします。

### (1ヶ月単位の休学)

第17条 休学当月の末日までに休学についての「変更届」を提出した場合、1ヶ月単位の休学をすることができます。

### (集団指導授業の履修変更、復学、住所変更など)

第18条 甲が乙に対し、履修変更、退学、復学、休学、住所変更、電話番号変更、EMAILアドレス変更を行う際は「変更届」を提出するものとします。

- 2 履修変更を希望する場合は、「変更届」を提出日である変更希望月の前月15日までに提出した場合に限り、変更希望月の請求について調整を行います。
- 3 提出期日を過ぎて提出された場合、変更希望月の翌月の請求分からの変更として処理されます。
- 4 月額授業料の按分計算が必要となった場合に限り調整手数料として1回550円(消費税込)を請求します。
- 5 乙の職員への口頭のみの変更連絡は例外なく無効とします。
- 6 幼小中学部は2月(新年度開講)を除き期日迄に「変更届」未提出の場合、前月と同内容の請求を行います。但し、9月(後期開講)に限り、期日迄にご提出がない場合、前期最終月(7月)と同内容の請求を行います。
- 7 必要か所に記入漏れのある「変更届」は無効とします。
- 8 「変更届」を第18条第1項に示した期日迄に提出していない場合、如何なる理由で授業を欠席されても本科月額授業料の返金、調整は行わないものとします。
- 9 履修授業変更をする際は「変更届」を提出する前に担当講師または校長にご相談ください。

### (個別指導授業の欠席)

第19条 甲が乙に対し、欠席についての「変更届」を提出期限である授業開始時間の72時間前までに提出した場合に限り、当該授業の授業料について調整・返金を行います。

### (個人情報保護)

第20条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行わないものとします。

第21条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議のうえ、解決するものとします。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

### (緊急医療承諾)

第22条 保護者(甲)は、学究社帰国教育(乙)に対して、役務対象者(ena生徒)について緊急の医療処置をとる権限を与えるものとします。